

## ○恵庭市総合計画審議会条例

昭和46年6月14日

条例第11号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

## (委員)

第3条 審議会の委員は、13名とし、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会及び第7条に規定する専門部会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国及び道の行政機関並びに公共機関の職員

- 3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を統理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員をもって組織する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年5月9日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 恵庭市都市計画審議会条例(昭和44年条例第20号)は、廃止する。

附 則(平成6年6月27日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第11号)

この条例は、平成10年4月10日から施行する。

附 則(令和5年10月16日条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○恵庭市総合計画審議会条例施行規則

平成6年7月26日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市総合計画審議会条例（昭和46年条例第11号）第8条の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の運営)

第2条 専門部会に部会長及び副部会長を置くものとする。

- 2 部会長及び副部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 専門部会は、審議会から付託された事項について調査及び審議する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し議長となる。
- 7 専門部会は、専門部会の委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
- 9 専門部会の主な所掌事項は、市長が別に定める。

(意見の陳述)

第3条 会長は、部会長にその所掌する事項につき、必要があるときは他の専門部会に出席して意見を述べることができる。

(市長への答申)

第4条 会長は、調査審議に係る経過を記録し、市長に対する答申又は意見を文書によって行うものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画振興部企画課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 恵庭市総合開発審議会条例施行規則（昭和46年規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成15年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月21日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月8日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月4日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。